

令和2年度 第2回新見市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 日 時 令和3年2月10日(水) 13:30~15:00
2. 場 所 新見市役所南庁舎 3階 大会議室
3. 委 員 山室委員、赤木(康)委員、安達委員、吉田委員、森下委員、赤木(拓)委員、杉本委員、古川委員、橋本委員、田中委員、実原委員、坂折委員
4. 協議会の効力 新見市国民健康保険条例施行規則第7条の規定により委員定数の過半数以上の出席により、協議会は成立した。
5. 事務局出席者 高瀬福祉部長、長谷川健康づくり課長、田邊税務課長、船越市民課長、好本市民課係長、山中市民課主査、広瀬市民課保健師
6. 署名委員の選出
7. 報告事項

(1) 令和2年度 新見市国民健康保険事業報告について

事務局	<p>令和2年度新見市国民健康保険事業計画につきまして、現在の取り組みの状況と評価をまとめました。なお、事業計画の中の、Ⅲ施策の内容についての評価となっております。</p> <p>まず1、負担の公平の①被保険者資格証明書、短期被保険者証の発行ですが、取り組み状況としましては、発行世帯数をあげさせていただいております。</p> <p>②財産調査の取り組み状況としましては、12月末現在の財産差押えに伴う収納件数が446件、収納金額362万4千円となっております。評価としましては、令和2年度新見市国民健康保険税収納対策において収納率の目標を掲げ、収納率向上に取り組んでいるところです。12月末現在で、現年分70.71%、滞納繰越分19.46%、全体62.89%となっており前年同時期に比べると収納率は伸びており、全体の収納率は2.89%伸びている状況でございます。引き続き負担の公平性からも収納率の向上に向けて、短期被保険者証窓口交付による納税相談の活用、財産調査による滞納処分を行うと共に、今後は滞納繰越にならないよう現年分の徴収に力を入れる必要があります。</p> <p>次に2資格の適正化、①資格喪失者への届出勧奨でございますが、日本年金機構から国民年金の第1号、第3号被保険者喪失リストを活用し、資格喪失勧奨通知を送付しております。今年度は12</p>
-----	--

月末現在49件の発送を行っております。②職権による資格喪失につきましては、令和元年8月に日本年金機構と国民健康保険の適用事務に必要な情報等の取扱いに関する利用申込書兼利用契約同意書を交わしたことで、取扱要領に基づき職権による資格喪失を行っております。1月末現在で31件の資格喪失手続きを行っております。今後も引き続きこの制度を利用し、資格の適正化を図るとともに、オンライン資格確認が3月から始まることから、さらなる資格の適正化、過誤の減少が期待されるところでございます。

次に2ページ目の3給付の適正化、①レセプト資格点検の充実及び内容点検の充実・強化についてでございますが、取り組み状況としましては、第三者返納金、これは交通事故等で本来は加害者が払うべきものでございますが、1月末現在で6件、930万173円、不当利得、これは国保喪失後受診したため被保険者へ請求するものでございますが、1月末現在で24件、23万3,602円となっております。評価としましては、迅速、確実な第三者行為求償を行うため、引き続き傷病届の勧奨、広報媒体の活用を行い給付の適正化を図ります。不当利得については、丁寧な説明と理解を求め、速やかに返納してもらうよう努めます。また、引き続き保険に異動があった場合は早期に手続きを行うよう市報等で周知を行うこととします。

②の重複、頻回受診等の指導から、次の4保健事業の実施の①から⑤までは、報告事項3の第2期データヘルス計画中間評価にてご説明させていただきます。なお、4保健事業の実施、①人間ドック受診事業の中のご報告としまして、そこへ2点あげさせていただきます。

まず1点目、41歳人間ドック無料化でございますが、平成30年度実績から令和2年度申込分までを分析した結果、元々健診受診の習慣がある人が受けており、それ以外の人については、無料化が継続受診に繋がっておらず、効果が見えないことから、令和3年度は廃止とする予定でございます。40代の方は特定健診が無料で受けられますので、こちらを利用していただいてもよろしいかと思っております。

2点目は、人間ドックアンケート実施結果についてでございます。令和2年5月に国保特定健康診査対象者4928人へ個別郵送により実施しました。新見市人間ドック契約以外の医療機関で受診している人、また希望している人で、費用助成を希望する人がどの

	<p>くらいおられるかを調査しました。結果、アンケート回収率264人(5.36%)、その内助成をして欲しい122人(46%)、その内、新見市人間ドック契約医療機関以外で受診しているため、新見市の助成を受けていない人は11医療機関にわたり29人(0.12%)でした。また264人の内人間ドックをほとんど受けない、人間ドックを受けないと回答があった者49人の内、市外があれば人間ドックを受けたいと希望する者は5人でした。このことから、新たに助成制度を設けても人間ドックの受診率が伸びる見込みが少ないこと、現在の契約医療機関で人間ドックの受け入れができること、助成を増やすことは国保税の引き上げにも繋がることから、今までどおり市内医療機関と倉敷平成病院とさせていただきます。</p> <p>なお、アンケート結果につきましては後日、国保特定健診受診対象者へ公表を行う予定でございます。</p> <p>次に、事務事業の効率化、適正化、①の保険証と高齢受給者証の一体化につきましては、昨年8月で実施完了しました。②と③につきましては、今後も関係機関と連携しまして事務の効率化を図って参りたいと思います。以上でございます。</p>
A 委員	<p>1ページ目の資格の適正化について、評価のところでお伺いしたいんですけど、3月からオンライン資格確認が始まることで資格の適正化が図られ過誤の減少が期待できると評価されているんですが、実際に1月末に全国の医療機関で実際にカードリーダーを入れると答えたのが25%しか整備されていません。しかしながら、3月4日から、国は全国500位の医療機関をモデルとしてスタートさせるんですけども、先ほどC委員にお聞きしたんですけども、新見では全く動きがないと確認しました。これはマイナンバーとの紐付けですけども、日本1億2千万人くらいの中でマイナンバーを持っている方は3千万人くらい。そのうち健康保険証として使ってもいいと意思表示した方は全国に2百万人しかいないと。マイナンバーカードが導入されて保険証代わりに使えるようになって、新見市ではほとんど実行性がないんじゃないかなと。ましてカードリーダーはない、例えば資格確認システムの端末でもあればわかるかもしれませんが、それすら導入されていないという状況で早々にこれで評価というのはちょっと厳しいんじゃないかと。国は2年後の2023年までには全医療機関でやる、かかる経費については全部国がもつと言うことを言っていますけど、おそらくそんなにきちんと進んでいかないんじゃないかと言う風に我々けんぽ組合はみているんですけど新見市さんはいかがでしょうか。</p>

事務局	新見市には4病院がありますが、そちらの方に確認しましたところ、いずれも導入予定という返事を確認しております。機器についても申込みをしているということを確認しておりますので全く動きがないという認識はございません。
A委員	新見市の病院、診療所、医科歯科、保険薬局全てが対象になるわけですから、4病院だけチェックされても足りないんじゃないかなと。
事務局	そうですね。今は4病院しか確認ができておりませんので、市の方からも声かけはしていきたいと思います。
B委員	4の保健事業の実施のところで報告があったことについてなんですけれども、41歳人間ドック無料化について、この特定健診と人間ドックでの検査の内容の違いを教えてくださいなんですけれども。十分に41歳の人間ドックの受診者が得られていないと言ったような結果がここに報告されているんですが。
事務局	特定健康診査がなく、人間ドックにあるものとしましては、腹部超音波検査、胸部レントゲン検査、胃レントゲン検査、心電図、眼底検査でございます。
C委員	オンライン資格確認の件で、マイナンバーの取得率のことなんですけど、新見市の取得率を参考までに教えてくださいませんか。
事務局	令和3年1月末ですけれども、新見市の方が21.1%となっております。

(2) 令和2年度 新見市国民健康保険特別会計（事業勘定）決算見込及び
予算執行状況等について

事務局	<p>資料の1ページをご覧ください。</p> <p>まず、新見市国民健康保険運営状況について、ご説明申し上げます。世帯数・被保険者数の推移でございますが、令和2年12月末時点の年平均世帯数・被保険者数とも前年を下回っており被保険者数は依然減少傾向でございます。令和3年1月末時点での被保険者数は5千864人で、前年同時期と比べ86人減少しております。</p> <p>次に、レセプト件数の推移でございますが、令和2年は医科、歯科、調剤とも前年を下回っておりますが、医科のうち、入院に係るレセプトは前年度比227件の増となっております。</p> <p>次に、医療費総額の推移でございますが、入院に係るレセプトが前年に比べ増加していることに伴い、療養給付費で1億6千200万円、高額療養費で5千160万円増加しております。</p>
-----	--

短期証、資格者証の交付状況でございますが、令和3年2月発行分で短期証が56世帯、資格者証が21世帯となっております。短期証が令和2年8月と比べ22世帯減少している理由は、国保税を完納、社保加入・後期高齢に移行したことによる資格喪失などが主な原因です。

続きまして令和2年度新見市国民健康保険特別会計決算見込及び予算執行状況についてご説明申し上げます。資料の2ページをご覧ください。

歳入につきましては、

国民健康保険税は、合計で、決算見込額5億2千912万6千円、予算対比831万6千円の増で、決算見込により収納率を当初予算編成時の93.8%から94.7%へ変更したことによります。なお、一般現年の最終収納率は、前年度と同水準を見込んでおります。なお、予算執行率は76.2%となっております。

国庫支出金は、オンライン資格確認に伴う施設整備国庫補助金と新型コロナウイルス感染症対応に係る国保税減免分の災害臨時特例補助金で、決算見込額411万2千円、予算額と同額です。補助金の申請・確定はこれからですので、予算執行率は今のところ0%です。

県支出金は、主に保険給付費等県交付金で、普通交付金と特別交付金とに分けられます。普通交付金は、歳出で出てきます、県へ納付する国保事業費納付金を財源として、歳出の保険給付費のうち、出産育児諸費、葬祭諸費を除いたものに全額充当されます。また、特別交付金は、国から県に入ってくる保険者努力支援分、特別調整交付金分に加え、県繰入金分、特定健診等負担金分に分けられます。決算見込額25億8千765万9千円、予算額と同額で、予算執行率は73.8%です。

繰入金のうち、他会計繰入金は、低所得者世帯の保険税軽減相当額などを補てんする保険基盤安定分、出産育児一時金分、財政安定化支援金分、職員給与費等（事務費）分、直診勘定に繰り出す診療所運営費分、法定外の事業勘定赤字補填分などがあり、決算見込額3億3千128万7千円、予算額と同額で、年度末に多くの事務処理を行いますので、予算執行率は34.8%にとどまっています。

基金繰入金は、前年度事業実績の確定により必要となった償還金、保険税還付金、予備費などに充当するため12月補正予算成立後、2千97万2千円を予算計上しておりましたが、決算見込で保険基盤安定分の国県負担金の増、保険税の収入見込増、保健事業費の減などにより基金から繰り入れなくても予算編成ができましたので、決算見込額0円としております。

直診勘定繰入金は、令和元年度直診勘定繰越金で一般会計へ返還するもので、決算見込額1千53万5千円、予算額と同額で、年度末に事務処理を行いますので、予算執行率は0%です。

繰越金は、前年度からの繰越金で、決算見込額3千807万3千円で、予算執行率は100%です。なお、この繰越金は、年度末に基金利子と合わせて基金へ積み立てる予定です。

諸収入のうち、被保険者延滞金は保険税に係る延滞金で、決算見込額220万円、予算対比29万7千円の増、予算執行率は116.9%です。

被保険者第三者納付金は、交通事故などで本来損保会社等が支払うべき医療費を新見市国保で支払っている場合、損保会社等から国保連を経由して収入するもので、決算見込額930万円、予算対比809万9千円の増、予算執行率は774.4%です。件数は6件ですが、260万円、660万円と高額なものがあり、決算見込額を930万円としております。

被保険者返納金は、国保資格喪失後受診などで被保険者から返還していただくものですが、決算見込額23万3千円、予算対比13万2千円の増、予算執行率は154.5%です。

その他は、督促手数料、基金利子などで、決算見込額24万2千円、予算額と同額で、予算執行率65.3%です。

歳入合計は、決算見込額35億1千276万7千円、予算対比1千684万4千円の増、予算執行率70.7%となっております。

続きまして歳出についてですが、

保険給付費は、一般・退職の療養給付費、療養費、高額療養費などで、その他に当たるものが、レセプト審査手数料、出産育児諸費、

葬祭諸費となります。また、保険給付費の一般分と退職分とその他のレセプト審査手数料の合計額が、歳入の県保険給付費等交付金の普通交付金と同額になります。合計で、決算見込額25億6千456万5千円、予算対比14万6千円の減で、一般被保険者移送費の減、退職被保険者の移送費、高額介護合算療養費の減、傷病手当金の実績見込によるものです。なお、予算執行率は74.4%です。

国保事業費納付金は、県に対して市町村が納める費用です。これは、歳入の県保険給付費等交付金の普通交付金の財源となるもので、決算見込額7億3千332万5千円、予算執行率は75.0%です。

共同事業拠出金は、退職者医療該当者把握のための経費で、決算見込額3千円、予算額と同額で、年度末に事務処理を行いますので、予算執行率は0%です。

総務費は、郵送料、電算委託料、国保連合会負担金、税整理組合負担金などで、決算見込額1千899万5千円、予算額と同額で、予算執行率は79.4%です。

保健事業費は、医療費通知、後発医薬品（ジェネリック）差額通知、人間ドック、特定健康診査等に係る費用で、決算見込額4千334万1千円、予算額と同額で、予算執行率は76.0%です。

基金積立金は、前年度の繰越金と基金利子を積み立てるもので、決算見込額3千812万2千円、予算額と同額で、年度末に事務処理を行いますので、予算執行率は0%です。

諸支出金のうち、還付金・還付加算金は保険税に伴うもので、決算見込額389万円、予算対比7万円の減で、退職被保険者還付金、還付加算金の減で予算執行率は63.9%です。

償還金は、前年度事業実績の確定に伴うもので、決算見込額733万9千円、予算額と同額で、予算執行率は94.0%です。

操出金は、診療所運営費分、施設整備基金分、一般会計へ返還する直診勘定繰越金などで、決算見込額7千612万6千円、予算額と同額で年度末に事務処理を行いますので予算執行率は0%です。

	<p>予備費は、執行見込がありませんので、決算見込額0円、予算対比1千万円の減です。</p> <p>歳出合計は、決算見込額34億8千570万6千円、予算対比1千21万7千円の減、予算執行率72.0%となっております。</p> <p>よって、歳入歳出差引額は2千706万1千円となっております。なお、この歳入歳出差引額が確定しましたら、令和3年度予算の歳入・繰越金に計上し、基金へ積み立てる、という流れを予定しています。</p> <p>続きまして、基金運用状況及び新型コロナウイルス感染症における支援状況についてご説明申し上げます。資料の3ページをご覧ください。</p> <p>まず、財政調整基金運用状況ですが、令和3年1月末の残高が、4億8千935万1千849円となっております。今後、3月中旬に定期預金利息見込額、国保特会から令和元年度事業勘定繰越金3千807万2千455円を積み立てます。これにより、基金残高は、5億2千747万3千204円となる見込です。</p> <p>続いて、新型コロナウイルス感染症における支援状況ですが、国民健康保険税減免については、令和3年1月末時点で、4世帯、8名、38万3千400円の減免を行っております。財源内訳は、災害等臨時特例補助金で10分の6、国特別調整交付金で10分の4、補助率は10分の10となっております。</p> <p>次に、傷病手当金については、令和3年1月末時点で、支給額0円となっております。傷病手当金に関する問い合わせも今のところない状況です。財源内訳は、令和2年12月末までは国特別調整交付金、令和3年3月末までは一般財源としています。令和3年1月以降の傷病手当金支給額は、令和3年度の国特別調整交付金の対象予定ですので、実質補助率は10分の10です。</p> <p>以上でございます。</p>
B委員	<p>3ページのところの新型コロナウイルス感染症における支援状況の中で、対象者数及び減免額の4世帯が該当しているというわけなのですが、4世帯の内訳を教えてくださいませんか。</p>
事務局	<p>4世帯8名というところまでは把握しておりますが、職業等は把</p>

	握しておりません。
B委員	突き詰めてどうこうという問題ではないんですが、影響が出ている4世帯が多いか少ないかという判断は難しいと思いますが、相談しづらかったりすると、相談したくてもなかなか申請に足を運ぶことができない方がおられてはいけないと思ったんです。気軽に相談に来てくださいという体制がとれているのかどうか、気になる点ではあるんですが、申請に来られればどのような生活実態とかどのような職種なのかが分かるのかなと思ひまして。
事務局	相談の状況でございますが、まずは税務課にご相談がある状況でございます。税の関係等でご相談があり、国保の方については一緒にお話を聞くということになるかと思ひます。市報や議会等でことあるごとに、「こういう制度がありますよ」とか、「ご相談ください」という周知はしておりますので、充分対応できているように思ひます。

(3) 令和2年度 新見市国民健康保険事業計画（第2期データヘルス計画）
中間評価について

事務局	<p>令和2年度新見市国民健康保険保健事業について主要事業の評価を中心に説明させていただきます。</p> <p>特定健診受診勧奨では、国保加入手続きの際にチラシやトートバックを配布したり、国保の20～49歳に無料クーポン券を発送し、受診勧奨を行いました。評価としましては、法定報告値が確定するのが翌年度3月以降のため、令和元年度受診率で評価しています。令和元年度の受診率は38.9%と、前年度から3.2%上昇していますが、平成30年度に短期ドックを中止していた1医療機関が再開した影響もあると思われます。40歳代につきましては、令和3年1月末時点の受診率が18.0%で、前年度から減少しています。今後も引き続き、特定健診受診率向上に向けて、国保加入手続きの際や国保の20～49歳に無料クーポン券発送時にチラシ等を配布したり、愛育委員と連携した受診勧奨やテレビCM等を活用した普及啓発に努めてまいります。</p> <p>人間ドック実施では、今年度新たな取り組みとしまして、新見市が人間ドックを契約していない医療機関で受診し、健診結果を提出していただいた方に、にーみんの箱ティッシュを進呈しました。健診結果提供者は1月末時点で27名であったが、今まで把握できていなかった方の健診結果を把握することで、生活習慣の改善が必要</p>
-----	--

な方へ保健指導等を行うことができました。今後も受診率向上及び疾病の早期発見に努めてまいります。

2ページをご覧ください。

糖尿病性腎症重症化予防事業の「糖尿病未治療者受診勧奨」では、平成30年度から医療機関未受診者に対して訪問等で、医療機関への受診勧奨を実施してきました。毎年、受診勧奨を行っている成果もあり、今年度の対象者は2名となっています。対象者のうち、昨年度から継続しての未受診者の方もおり、複数の職員で数回訪問しましたが、治療に結びつきませんでした。今後も地域担当保健師と連携し、早期受診・早期治療に繋げてまいります。

糖尿病性腎症保健指導では、参加率が67.7%で目標の40%は達成することができました。今後も医療機関と密に連携をとり、重症化予防に向けて取り組んでまいります。

今年度は令和元年度健診の未受診者のうち、糖尿病治療中断者を対象に全数訪問し、健診や医療機関への受診勧奨をしました。現時点では受診行動の評価ができておらず、3月末以降に評価する予定です。今後も家庭訪問等で声かけを行い、健診や医療機関への受診に繋げてまいります。

3ページをご覧ください。

高血圧予防では、新型コロナウイルス感染症の影響も有り、健康教育については前年度より大幅に減少しています。しかし、栄養改善協議会と連携し、塩分チェックシートを活用した高血圧予防の取り組みを行っており、今後も健康教育等で減塩の大切さについても周知を図り、血圧有所見者の割合の減少に向け、取り組んでまいります。

運動習慣づくりでは、運動習慣の定着に向けた運動のきっかけづくりを行いました。新型コロナウイルスによる外出自粛で運動不足が懸念されたため、家庭で取り組める運動のチラシを配布し普及啓発を行いました。今後も、正しい生活習慣とさらなる定着を図るため、普及啓発に努めてまいります。

4ページをご覧ください。

高齢者医療確保法・保健事業の特定保健指導では、法定報告値が

	<p>確定するのが翌年度3月以降のため、令和元年度終了率で評価しています。令和元年度特定保健指導終了率は21.0%で、前年度より0.7%向上しています。保健指導において行動変容がみられた割合も45%と前年度より2.7%上昇しています。今後も保健指導の積極的な利用勧奨を継続し、生活習慣改善を促していきます。</p> <p>後発医薬品の利用促進では、差額通知を年3回のうち2回、医療費通知は、年4回のうち3回発送しています。後発医薬品の使用割合は着実に高まっており、引き続き差額通知を送付してまいります。</p> <p>重複頻回受診者訪問では、対象者の全数訪問しましたが、現時点では受診行動の評価ができておらず、3月末以降に評価する予定です。今後もお薬手帳持参の声かけを継続し、受診につながる支援策等を検討してまいります。以上でございます。</p>
D委員	<p>私たちがそうなんですけれども、健診の受診率向上については苦慮されておられるんだなということがよくわかるんですが、1ページ目の一番下のところに、特定健診未受診者の方に通知を出されていると思うんですが、この出されているタイミングと方法について教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>未受診者の方への通知なんですけど、集団検診の終了しました11月に40～69歳の被保険者で健診未受診の確認が取れた方に圧着はがきの方で通知をさせていただいております。</p>
D委員	<p>私も今までいろんなことをやってきましたが、封筒よりははがきが絶対よくて、開けて見るというアクションがすごく一手間になるので、できれば圧着よりもちらっと見えるはがきがいいと思います。あと、タイミングなんですけど、私たちは年賀状を使ってさせてもらっています。普通に送るとダイレクトメールという扱いになってしまうので、それをさけるために、また年賀状だともしかしたら当たるかもしれないし、当たらなくても効果が出るということで年賀状で受診勧奨をすとか、そういう工夫も検討していただけたらいいんじゃないかなと思います。</p> <p>あと、国保は基本的に年齢が高い方が多いと思いますが、若い方、これから健康年齢を延ばしていかないといけない方たちにしっかりアプローチをして、年代別の違うアプローチの仕方も考えてみられたらいいかなという風に思っています。保健師さんたちの取り組みをいつも聞かせていただいて、力をいただいて私たちも頑張っ</p>

	<p>いこうと思っていますので、ぜひ頑張ってください。以上です。</p>
E 委員	<p>以前も発言させていただいたことがあるんですが、2 ページの一番下の糖尿病個別栄養指導について人数が2人、新規が2人、継続中が2人ということで、何回も個別栄養指導されると思うんですが、新見市で2人ということで人数的に少ないような気がするんですが。生活習慣の中で食生活、栄養というのは比重が高いと思うんです。糖尿病だけじゃないと思うんですよ。糖尿病を重点的に改善したいためにこうしているとは思いますが。糖尿病だけじゃなくて例えば高血圧も栄養指導できたらしたらいいじゃないですか。さらに、僕からいわせてもらおうと歯科からも紹介させていただきたいんです。歯科で栄養士さん雇っているところは、全国的にはあるんですけど僕なんてとても無理ですね。件数もないし。医科の先生でも、栄養士さんを雇用して経営してやっていけるかというとなかなか難しいところもあると思うんですけど、歯科の場合は定期健診で1年に2～3回、口の中を掃除するとインフルエンザについては減ります。コロナに関してもデータはないんですけど、予防に繋がると思いますね。歯周炎があるとやっぱり感染しやすいので。歯科の方でも栄養指導したらいいなという人がいっぱいいるんですよ。その中で歯科の特徴としてまだ発症していない人がいる。高血圧になっていないがこの人たちこれからなるだろうと、糖尿病になるだろうという人がいっぱい来るんで、その人たちに栄養指導するんだけど、まずは砂糖を注意と言っていますが、塩分を減らした方がいい人がいっぱいいます。そういう人をできたら紹介したいと前も要望したんですが、マンパワー的に無理だと言われたんで、この2人というのは結構少ないんで、ここのところは今後の課題として継続的にやったらすごくマンパワーがいるんで、単発でもいいので栄養指導へ行ってくれんかなという人がいっぱいいます。そういうのを考えていただけたらと思います。他の医療機関からも単発でもいいから、1回でも利用してもらえような栄養指導の制度があればいいかなと思います。また検討していただけたらという風に思います。</p>
事務局	<p>貴重なご意見をありがとうございます。確かにここに2人という形になっているんですけど、糖尿病に関して今やっているんですけど、令和2年度紹介していただける方がだんだん増えてきている状況なんです。うちの方もどうやって対応しようかなと考えている状況で、でも先生が歯科の方からも1回でもいいからというご意見をいただきましたので持ち帰って検討させていただきます。市民課にも健康づくり課にも栄養士がおりますので、一緒に勉強しながらど</p>

	<p>ういう風にやっていけばいいかを検討していきたいと思います。今すぐやりますとは言えないんですけど、課題とさせていただけたらと思います。</p>
--	---

(4) 税制改正に伴う令和3年度国民健康保険税の見直しについて

事務局	<p>資料の4ページをご覧ください。</p> <p>まず、今回の見直しの概要でございますが、平成30年度税制改正による令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、給与所得控除額及び公的年金控除額が10万円引き下げられるとともに基礎控除額が10万円引き上げられます。これにより、国民健康保険税の算定においては、低所得世帯に対する軽減制度の基準額や所得割の算定に用いる課税標準額が影響を受けることとなります。そこで、令和3年度以降の国民健康保険税において、本人の収入額等が変わらないにもかかわらず、意図しない影響や不利益が生じないように、被保険者の所得等について所要の見直しを行うものです。</p> <p>次に、見直しの内容でございますが、低所得世帯に対する軽減制度の基準額について、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げます。ただし、同一世帯内に一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が2人以上いる場合には、基礎控除額の10万円の引き上げだけでは軽減に該当しなくなる場合があることから、給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を基準額に加えることとします。以上でございます。</p>
B委員	<p>税制改正、専門的なことになるので的を外れたことを言うかもしれないが前もってお許しをいただけたらと思います。説明をいただいた中では税制改正が行われることによって低所得者世帯へ今までより負担がかぶせられる影響が出るのではないかとということで見直しということだったんですが、一番下の見直し内容のところに書いてある、いわゆる法定減免といわれる方の中ではその影響が今までよりも上がっていく、増えていくところだったが、改正後には影響が出ない、上がらないということになるということなんですかね。</p>
事務局	<p>軽減判定につきましては、影響が考えられる部分についてまず所得が増えて基礎控除10万円を増やすわけですが、その辺の絡みがあって算定する場合に10万円をプラスしていくということで世帯に複数おられる場合はその人数分をプラスをするという改正案になっておりますのでその辺は影響はないものと考えております。</p>

8. 協議事項

(1) 令和3年度新見市国民健康保険事業計画(案)及び予算(案)について

事務局	<p>資料は、5ページをご覧ください。</p> <p>令和3年度新見市国民健康保険事業計画(案)でございますが、主な変更箇所は赤字でお示ししております。</p> <p>まずⅠ、基本方針でございますが、新見市国民健康保険事業は、岡山県が作成しています、岡山県国民健康保険運営方針を元に事業を行っております。参考資料としまして、お手元に資料1岡山県国民健康保険運営方針各章の主な改定内容という資料をお配りしています。見やすい一覧となっておりますのでまたご覧ください。</p> <p>このことから、岡山県国民健康保険運営方針に基づき、財政運営の健全化と保険税の軽減、医療費の適正化等を図っていく。また、人生100年時代を見据え被保険者の健康の保持・増進に繋げて行くため、本市の国民健康保険事業の重点施策及び具体的な取り組みについて定め、計画的かつ効率的な事業展開を図っていくものとする、としました。</p> <p>次にⅢ施策の内容でございますが、1負担の公平、①につきまして、令和2年度は被保険者資格証明書、短期被保険者証の発行としておりましたが、収納対策に変更しました。負担の公平性からも、収納率の向上を目指すことは重要であることから次のようにしました。令和3年度の収納率の目標は、現年分97.0%以上、滞納繰越分23.0%以上、現年と繰越分を合計した総調定額に対する総収入額で85.0%以上とし、収納率の向上が図れるよう、保険税の口座振替の推進、収納強化月間の設置、滞納処分の実施、短期被保険者証の窓口受取を利用した納税相談等を行うと共に、納付機会の拡大を検討していく、としました。</p> <p>次の2資格の適正化でございますが、②職権による資格喪失につきまして、文章を簡潔にしました。</p> <p>次に、3給付の適正化、①レセプト点検による保険給付費の適正化につきましては、現状にあわせレセプト点検は専門職がいる国保連へ委託し、本市においてはレセプト点検後の費用調整、不当利得の処理を適正に行う、としました。②の第三者行為求償事務の取り組みの強化につきましては、新規項目でございます。事業報告でご報告させていただきましたとおり、1件当たりの金額が大きく給付</p>
-----	--

	<p>の適正化という点では大きく影響を及ぼすものでございます。そのため、施策として挙げさせていただきました。第三者行為求償事務においては、被保険者及び損害保険会社等からの傷病届の提出が重要でございます。ホームページ、市報等の広報媒体を活用し傷病届に向けた周知を行う。また、レセプトから交通事故等の疑いがあると思われるケースについては傷病届の勧奨を行う、としました。</p> <p>次に4保健事業の実施、①人間ドック受診事業につきましては、41歳人間ドック無料化について削除しました。②の特定健診、特定保健指導は内容に大きな修正はありませんが、文章を一部修正しました。</p> <p>5事務事業の効率化、適正化につきまして、③オンライン資格確認の開始を新規で追加しました。オンライン資格確認の導入にあたり、まずマイナンバーカードの普及促進が重要課題であることから、マイナンバーカード取得を促進し事務の効率化を図る、としました。以上でございます。</p>
C委員	<p>3番目の税の収納率のところなんですけど、目標値は具体的に何パーセントと掲げられてますけど、税金というのは景気によるところが大きいですよ。昨今のコロナの様な状況が長く続いていくような場合には思うように上がらないと考えられるんで、目標数値をつけること自体は必要なことかもしれませんが、景気が右肩上がりの場合はいいんですけど、そうじゃない場合もあると思うんで、なかなか達成は難しいと思うんです。現場でやられている人のことを思うと、気の毒のように思うこともあるんですが、100%に近づけるという目標でいいのでは、と思うんですが。</p>
事務局	<p>言われる趣旨はよくわかるんですが、私どもの立場としましては税の公平性ということで納付をされている方がいらっしゃるわけで、徴収額を言っているわけではなくて、収納率でございますので賦課をかけた方に対しての収納率を上げていくというのはやはり目標としていかなければならないし、県下でも収納率を定められているということもありましてこのようにさせていただいております。</p>
B委員	<p>今C委員から発言があったことと重複するんですが、負担の公平ということで令和3年度の収納率の目標のパーセントが示してあります。これは令和2年度と同じ目標かなと見たんですが、先ほどの令和2年度決算見込の報告の中では収納率が94.7%と言われ</p>

	<p>たかなと思うんですが、実績見込から比べると目標値が高いんですが、97.0%以上とされているその根拠を教えてください。目標は高く、しっかり収納するというのは大切なことだと思うんですけど、ほんとに今厳しい状況が続く中でこのことですのでそのあたりの考え方を教えていただければと思うんです。それと、納付機会の拡大を検討していくという風に書かれているんですが、この具体的な内容はどのようなことを検討されているのでしょうか。教えてください。</p>
事務局	<p>目標につきましては令和元年度の収納率が現年分が95.74%、滞納繰越分が20.49%、現年分と滞納繰越分合計した総収入額のところが83.1%となっています。このことから、1%以上プラスして目標値を掲げるところで97%、23%、85%としているところでございます。それから納付の機会を拡大していくということですが、県下におきましてもコンビニ収納ですかペイペイですかいろいろあるんですけど、まだ新見市ではできていないんですが、今後そのあたりを検討していこうと思っております。</p>
A委員	<p>教えていただきたいんですけど、Ⅲの3の給付の適正化のところの項目、レセプト点検と第三者行為求償の関係なんですけど、共済組合とか協会けんぽ、健康保険組合などの被用者保険において自前でレセプト点検をやって支払いの方に再審査の依頼をする、それと第三者行為を見つけるためには被保険者にレセプト点数が1,000点以上のものについての外傷性の疾病について本人に紹介をして、「どうしてけがをされましたか？」とその原因を聞くことによって業務上の判別をして「労災を請求しなさい」というケースもあれば、交通事故だから第三者の保険会社の方に請求するという流れをとっているんですけど、ここをずっと見ていくとレセプト点検自体は国保連合会が全市町村やっているということでもいいんですね。</p>
事務局	<p>全市町村ではないんですけど、新見市は委託をしております。</p>
A委員	<p>なるほど。レセプト点検後のものがこちらにデータで来て、市の方で後処理はやっていくということなんですね。それから、第三者行為求償事務について、被保険者及び損害保険会社等からの傷病届の提出というのは受け身の姿勢なんですか。こちらからアクション起こすのではなくて。</p>
事務局	<p>国保連の方がレセプトを点検しまして、可能性がある方の情報が来るんですけど、こちらの方でレセプトの確認をしまして該当と思われる方を抽出しまして「交通事故等の関係で病院にかかられてい</p>

	<p>ませんか。」と案内をします。もしそれに該当する場合は「傷病届を出してください」ということでお願いをしまして、届きましたらまた国保連を通して損保会社の方に連絡をしてもらうというような流れになっております。</p>
A 委員	<p>とすると、基本的には国保連がレセプト点検の事務をほとんどやっていて、それからもらった情報を持って動いているということなんですね。市として単独でレセプトを見て、これおかしいねと言ったことで直接連絡をするということはありませんということなんですね。</p>
事務局	<p>きっかけは国保連から情報をもらって、内容を確認して次の連絡をするという対応を行っております。</p>
F 委員	<p>令和3年度の事業計画（案）ということで、収納対策の目標値が出ています。でも他の健診であるとか、ジェネリックということの中に目標値がないのでわかりづらいなど。データヘルス計画の中で目標が定められておるんでしょうけど、何をやるかというのは確かにここを見るとわかるんですが、先ほど2年度の間接評価をお聞きして、令和3年度の目標値について、収納対策以外はどうかかなというのがわかりづらいです。できれば資料の作りとしてこの中に数値なりを入れていただくとわかりやすいのかなという感じがいたしております。以上です。</p>
事務局	<p>そうですね、データヘルス計画の方で目標を定めているんですが、こちらの方にも目標値を入れたらよかったかなと思います。次からは見直しをしていきたいと思います。</p>
会 長	<p>それでは、事業計画（案）について採決を取りたいと思います。ただいま説明がございました令和3年度新見市国民健康保険事業計画（案）について、賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。賛成多数と認めます。よって令和3年度新見市国民健康保険事業計画（案）は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、令和3年度新見市国民健康保険特別会計予算（案）について説明を求めます。</p>
事務局	<p>資料の7ページをご覧ください。</p> <p>歳入・歳出の予算費目の内容については、令和2年度決算見込及び予算執行状況でご説明させていただきましたので省略させていただきます。昨年度との主な変更点などを中心にご説明させていただきます。</p>

歳入につきましては、

国民健康保険税は、被保険者数の減少を見込んで、合計で、3年度5億1千242万7千円、前年度対比676万1千円の減となっています。

県支出金は、3年度24億3千647万9千円、前年度対比6千723万5千円の増となっています。主な原因は、保険給付費のうち高額療養費の増見込による普通交付金の増、県繰入2号分、保険者努力支援分など特別交付金の増によるものです。

繰入金のうち、他会計繰入金は、3年度3億1千369万4千円、前年度対比73万3千円の減となっています。低所得者世帯の保険税軽減相当額などを補てんする保険基盤安定分の増などがありますが、大きな変更点としましては、法定外の事業勘定赤字補填分が、令和2年度の5千万円から4千万円へ減額している点が挙げられます。

基金繰入金は、3年度1千427万5千円、前年度対比32万5千円の増となっており、主な充当先は昨年度と変更ありません。

諸収入は、大きな変更はなく3年度303万7千円、前年度対比4万円の減となっております。

歳入合計は、3年度32億7千991万3千円、前年度対比5千637万4千円の増となっております。

続きまして歳出についてですが、

保険給付費は、3年度24億209万6千円、前年度対比5千632万2千円の増となっています。一般被保険者の、高額療養費の増が主な原因です。

国保事業費納付金は、県に対して市町村が納める費用です。これは、歳入の県保険給付費等交付金の普通交付金の財源となるもので、令和3年1月に令和3年度確定納付金が示されましたので、内容をご説明させていただきます。資料の8ページをご覧ください。

令和3年度の確定納付金金額は、令和元年度退職納付金精算分を除いて、約7億2千680万円で、前年度比約650万円の減となっています。令和2年度と比較して納付金が安くなった主な理由は、前期高齢者交付金の増、県分の保険者努力支援制度の交付見込

額の増、納付金算定で使用する3年間の医療費総額が減になったことによります。

ここで、7ページに戻りまして、国保事業費納付金は、3年度7億2千775万9千円、前年度対比556万6千円の減となっております。

共同事業拠出金は、昨年度と同額です。

総務費は、3年度1千728万1千円、前年度対比343万1千円の減となっており、オンライン資格確認に係るシステム改修経費が減になったことによります。

保健事業費は、3年度4千737万3千円、前年度対比12万円の減となっており、特定健診関係事業で微減となっております。

基金積立金は、前年度の繰越金と基金利子を積み立てるもので、基金利子分の20万円のみ計上しております。

諸支出金のうち、還付金・還付加算金、公債費は、昨年度と同額です。

繰出金は、診療所運営費分、施設整備基金分の増により3年度7千224万円、前年度対比916万9千円の増となっております。

予備費は、昨年度と同額です。

歳出合計は、3年度32億7千991万3千円、前年度対比5千637万4千円の増となっております。

最後に、今後の財政展望でございますが、昨年2月にお示しした内容に変化が生じたのでご説明させていただきます。再度、資料の8ページをご覧ください。令和2年2月12日の運営協議会にてお示しました財政展望では、令和7年度末基金残高は1千762万5千円でありましたが、再度推計し直したところ、基金残高は7千292万8千円の見込みとなり、5千530万3千円増えました。主な原因としましては、令和3年度の納付金が確定したこと、令和元年度の保険税収納額等実績が確定したこと、令和2年度決算

	見込により基金残高見込額が判明したことなどによります。 以上でございます。
B委員	8ページの1、納付金算定状況のところ③過去3年間の新見市医療費総額の減という状況があるわけなんですけど、県下で全体においても新見市の医療費は非常に高額であるといわれてきたんですけど、医療費総額が減に転じた要因はということが考えられるのかというのが一つ、2の今後の財政展望のところについてなんですけど、法定外の一般会計繰入金で計画どおりに令和2年度5千万、令和3年度4千万という風に徐々に減じていって、最終的には法定外繰り入れをしない方向で大筋で流れを作って今まで報告があったと思うんですが、予定の額がこうなんですかね。
事務局	納付金算定時の医療費の総額過去三年間分について、令和2年度納付金算定時73億8千万円、令和3年度の算定値は29年度から令和元年の医療費総額の72億2千万円くらいということで、1千6百万円くらい減になっております。詳しい内容については承知しておりませんが、この年度の時には確かに他市に比べて高いところもあります、新見市自体は少し下がっている、逆に令和2年度につきましては少し上がっている状態でございますので、この3年間につきましては少し低かったという結果でした。詳しい具体的な分析まではしておりません。それから法定外一般会計からの繰り入れの額につきましては、令和3年度4千万円、令和4年度2千万円、令和5年度からはなしということで、これは計画どおりです。以上です。
B委員	これが令和3年度国保の特別会計の予算(案)で出たわけなんですけど、税率に関しては先ほどの税制改正のところでもあったと思いますが、令和3年度については税率の改定、値上げというのはどういう風な方向になるんでしょうか。8ページの下のところには平成30年に1人あたり平均3,000円増税、令和2年度に1人あたり平均3,000円、令和3年度についてはどういう風になっていくのか教えてください。
事務局	令和3年度に関しては、税金を増税させていただくようなことは考えておりません。
会長	それでは、採決に移りたいと思います。 令和3年度新見市国民健康保険特別会計予算(案)について、賛成の方は挙手をお願いいたします。挙手多数と認めます。よって、令和3年度新見市国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。以上で議事を終了し、議長を解任させていただきます。

	ご協力ありがとうございました。事務局にお返しいたします。
事務局	ありがとうございました。それでは、5 その他ですが、皆様方からご意見ご質問等はございませんか。
会 長	今回、国保の運営協議会を開催する日程が今日ということになったんですが、新見市議会の日程と合わせながらなるべく早い時期に運営協議会を開催していただいて、こちらで協議して決定したものを議会の方へ送るといふことにしていただきたいと思っておりますのでその点をよろしくお願ひいたします。
事務局	ありがとうございます。次回からそのように日程を調整させていただきます。他に何かありますでしょうか。
B委員	令和3年度の事業計画のところで、説明をしていただいたことはすでに実施をしてこの中で承認を求められたんですけど、手を挙げなかった理由としては、41歳の人間ドックは受診状況も分析してここに示していただいたんですけど、令和3年度は無料としていたものを廃止するという予定と書かれているわけなんですけど、せっかく始めた無料の人間ドックについて、やめるというのが非常に残念に思えるんです。その今後のことについて異議を申し上げたいと思うんですけど、周知の方法とか取り組みの仕方について検討をしっかりとっていただいて、廃止にするのではなくて、継続的に市民の健康を守るという点からも事業を続けていただきたいと思っておりますので意見として申し上げておきます。
事務局	今の件につきましては、41歳の方には個人通知をしておりますので皆さん承知をされていると思います。また、40代は特定健診の方が無料ですので、そちらを活用していただければと思います。41歳の人間ドックにつきましては令和3年度から中止とさせていただきます。他によろしいでしょうか。 事務局から1点お願ひをさせていただけたらと思います。委員の皆様方におかれましては、今年の5月に任期が終了という形になります。国保の広域化という大きな変換の時期にありますので、県内の統一に向けた保険税の検討など議論いただき非常にありがとうございました。今後も貴重なご指導等承れたらと思います。また、再任をお願ひすることがあるかもしれませんので、その節はぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。